

広島県告示第七百九十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条の規定によって、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和二年六月二十二日

広島県知事 湯崎英彦

認定番号	開設者		名称	位置	取扱品目	認定年月日
	名称	住所				
広島県第一号	株式会社 地方卸売市場 丸果三原合同青果株式会社	三原市古浜二丁目一〇番一五号	地方卸売市場 丸果三原合同青果市場	三原市古浜二丁目一〇番一五号	野菜、果実、林産物（食用に供するものに限る。）及びこれらの加工品	令和二年四月九日
広島県第二号	株式会社 福山地方卸売市場	福山市引野町一丁目一番号	福山地方卸売市場	福山市引野町一丁目一番号	野菜、果実、林産物（食用に供するものに限る。）及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等	令和二年五月二六日
広島県第三号	東広島流通センター株式会社	東広島市八本松東二丁目二番号	地方卸売市場 東広島流通センター	東広島市八本松東二丁目二番号	野菜、果実、林産物（食用に供するものに限る。）及びこれらの加工品並びにその他の生鮮食料品等	令和二年五月二九日